

山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る
一般競争入札事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う一般競争入札（以下「入札」という。）について、入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の申請手続等を定めるとともに、入札の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(この要領の対象となる契約)

第2条 この要領に基づく入札の対象となる契約は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第28条に規定する売買、賃貸借、請負その他の契約のうち建設工事及び財産の売却を除く契約とする。

(入札執行者)

第3条 入札については、契約を所管する組合の事務局各課長又は所長（以下「課長等」という。）が執行するものとする。ただし、課長等が都合により執行できないときは、課長等が指名する者が執行するものとする。

2 入札執行者（前項の規定により入札を執行する者をいう。以下同じ。）は、入札を行うにあたっては、組合の職員を事務従事者としてその事務を補助させることができる。

(入札の立会い)

第4条 入札執行者は、入札の執行にあたって前条に定める者以外の者で入札事務に関係のない組合の職員を立ち合わせて行うものとする。

(予定価格)

第5条 入札に付するときは、仕様書等によって予定価格を決定する。予定価格は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。

2 理事長は、予定価格を定めたときは、予定価格書（様式第1号）を作成し、封筒に封かんし、入札を執行するまで入札執行者が保管するものとする。ただし、予定価格の事前公表を行うものについては、この限りでない。

(最低制限価格)

第6条 入札に付する場合において、契約の性質又は目的により、契約の適正化を図る必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

(入札公告)

第7条 入札の公告（以下「公告」という。）は、組合の掲示板への掲示及び組合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 予定価格の事前公表を行うものについては、公告に予定価格を掲載するものとし、予定価格を落札者決定後に公表するものについては、その旨を公告において明示するものとする。

3 最低制限価格を設定する入札については、その旨を公告において明示するものとする。

（入札参加資格）

第8条 入札に参加できる者については、契約ごとに定め、公告において明示するものとする。

（入札参加資格の確認申請）

第9条 理事長は、入札に参加する者の資格を確認するため、参加者から所定の期限までに競争参加資格要件確認申請書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）及びその他参加資格を確認するための資料の提出を求めるとし、受付期限及び方法を公告に掲載するものとする。

（入札参加資格の確認）

第10条 理事長は、所定の期日までに入札参加資格の確認結果を競争参加資格要件確認結果通知書（様式第4号）（以下「確認通知書」という。）により参加者に通知するものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者に対しては、確認通知書にその理由を付すとともに、所定の期限内にその理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 入札参加資格がないと認められた者は、説明要請書（様式第5号）により理事長に対してその理由について説明を求めることができる。

4 理事長は、説明要請書を受理したときは、説明要請に対する回答書（様式第6号）により回答するものとする。

5 理事長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消し、前項に規定する回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

（仕様書等の配布及び質疑応答等）

第11条 仕様書等の配布方法及び質問に関する事項は、公告又は仕様書に明示するものとする。

2 質問は、質問書（様式第7号）により行うものとする。

3 質問及び回答に係るそれぞれの内容は原則として参加者（入札参加資格がないと認められた者は除く。）に周知するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第12条 参加者及び落札者は、次の各号に定める入札保証金及び契約保

証金を納めなければならない。ただし、入札保証金及び契約保証金を免除された場合は、この限りでない。

(1) 参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納めなければならない。

(2) 落札者は、落札金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

2 入札保証金及び契約保証金の納付又は免除並びにその他必要な事項については、公告に明示するものとする。

3 第1項に規定する保証金を参加者及び落札者に納付させる場合においては、山梨県市町村職員共済組合建設工事に係る一般競争入札事務取扱要領の規定を準用する。

(入札等)

第13条 入札の執行回数は原則1回又は2回(再度の入札を含む。)とする。

2 入札の結果、参加者が1者の場合であっても一般競争入札の競争結果として入札したものとみなし、入札は成立したものとする。

3 参加者は、入札書(様式第8号又は様式第8号の1)を作成し、入札執行者の指示するところにより持参又は郵送で入札しなければならない。なお、入札の案件により、郵送による入札を認めないこと又は郵送による入札を原則とすることができる。

4 入札において、参加者に入札金額の内訳書の提出を求めることができる。

(入札の取り止め等)

第14条 組合は、入札の執行に際して、参加者が連合し、又は不穏な言動等をなす場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 組合は、入札の施行に際して、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

3 前2項の場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

(入札の辞退)

第15条 参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することができない。ただし、参集による入札(郵便による入札ではない入札のことをいう。以下同じ。)においては、入札書の提出後は辞退することができない。

2 参加者は、入札を辞退するときは、その旨を入札前までに入札辞退届（様式第9号）を作成し、組合に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限り。）により行う。

（参加者の代理）

第16条 参加者は、入札に係る権限を他の者に代理させることができる。この場合は、委任状（様式第10号）を持参させなければならない。

2 参加者又は参加者の代理人は、当該入札に係る他の参加者の代理を兼ねることはできない。

（無効の入札）

第17条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

（1）競争に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者の入札

（2）入札に関する不正の行為があった者が行った入札

（3）入札保証金が納付されていない者（納付を免除された者を除く。）
が行った入札

（4）委任状を持参しない代理人の入札

（5）記名押印を欠く入札

（6）金額を訂正した入札

（7）金額が0円の入札

（8）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（9）2枚以上の入札書が入っていた場合の入札

（10）明らかに連合によると認められる入札

（11）同一条件の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

（12）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

（落札者の決定）

第18条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第19条 入札の回数を2回（再度の入札を含む。）とした場合において、開札の結果、各人の入札のうち落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

3 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度の入札には参加できない。

4 再度の入札に付しても落札者がいないときは、最低価格入札者（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格未満の入札者は除く。）と施行規程第 30 条の規定に基づく随意契約を行うことができる。

（落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定）

第 20 条 参集による入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引きに際し、当該入札者又はその代理人が開札に立ち会っていない場合には、これに代わり第 4 条の規定による当該入札に立ち会っている職員にくじを引かせることができるものとする。

3 郵送による入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときの落札者の決定の方法については、別に定めるところによる。

（契約書の案の提出）

第 21 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札通知を受けた日から 7 日以内に契約書の案を組合に提出しなければならない。ただし、組合の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しなかった場合には、落札の効力を失う。

3 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、組合が契約書の案を作成するものとする。

（契約の確定）

第 22 条 契約は、前条第 1 項又は第 3 項の契約書の案に落札者及び組合が記名押印することにより、契約が確定するものとする。

（異議の申立て）

第 23 条 参加者は、入札後、この要領、契約書、契約事項の各条項及び仕様書等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

（法令等の遵守）

第 24 条 参加者（その者の代理人を含む。以下同じ。）は、本要領のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の法令、当該一般競争入札に関する公告及び仕様書等の記載事項を遵守しなければならない。

2 参加者は、入札に関し、入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力

し、又は不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げ、若しくは他の入札参加者の迷惑になることを避けるほか、節度ある態度を保持しなければならない。

(その他)

第 2 5 条 この要領に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 9 月 16 日改正)

この要領は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。

予 定 価 格 書

1 件 名

2 入札日 年 月 日（ ）

3 予定価格（消費税及び地方消費税を除いた金額）

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記金額を予定価格として決定する。

年 月 日

決定者
山梨県市町村職員共済組合
理 事 長

⑨

競争参加資格要件確認申請書

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日公告の一般競争入札について、資料を添えて競争参加資格要件確認の申請をいたします。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

件名

申請者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。なお、2について貴組合が必要な場合には、警視庁又は各道府県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が貴組合と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有していない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当する者
 - (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者
- 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の（2）から（5）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己又は自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

（法人、団体にあつては事務所所在地）
住 所

（法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名）
氏 名

印

（個人の場合のみ記載）
生年月日

様式第4号（第10条関係）

競争参加資格要件確認結果通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

山梨県市町村職員共済組合
理事長 ⑩

先に申請のあった一般競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
件 名		
競争参加資格の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認めた理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当組合に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日（ ）までに山梨県市町村職員共済組合へ説明要請書（様式第5号）を提出してください。

(R7.5)

様式第5号（第10条関係）

説明要請書

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号

年 月 日付けの競争参加資格確認通知書において競争参加資格がないとの通知を受けましたが、下記のとおり競争参加資格を満たしていないと認めた理由の説明を要請します。

記

入札公告日	年 月 日
件 名	

○説明要請に係る事項

--

○説明要請を求める根拠となる事項

--

(R7.5)

様式第6号（第10条関係）

説明要請に対する回答書

年 月 日

様

山梨県市町村職員共済組合
理事長 ⑩

年 月 日付けで競争参加資格要件を満たしていないと認めた理由についての説明要請書が提出された件について下記のとおり回答します。

記

入札公告日	年 月 日
件 名	

○説明要請に係る事項

○回答の根拠となる事項

質 問 書

（質問者）

所在地：

屋号又は名称：

（担当者連絡先）

担当者名：

電話番号：

F A X 番号：

メールアドレス：

	関連資料・項番等	質 問 等
1		
2		

【留意事項】 質問する箇所（業務委託の項目番号等）を記載したうえで内容を記載してください。

- | | | | | | |
|-----------|---|--------------|---|------|----|
| ●提出先 | ： | 山梨県市町村職員共済組合 | 課 | 担当 | |
| ●提出期間 | ： | 年 | 月 | 日（ ） | まで |
| ●提出方法 | ： | | | | |
| ●F A X 番号 | ： | | | | |
| ●メールアドレス | ： | | | | |

様式第8号（第13条関係）

入札書

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合
理事長 様

入札者	}	所在地	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印
		代理人氏名	印

山梨県市町村職員共済組合の公告及び入札説明書等の内容を承諾のうえ、下記の金額により入札します。

記

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注）資料として、別紙で内訳書を付けること。

様式第 8 号の 1 (第13条関係)

郵便入札用

入 札 書

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合
理事長 様

入 札 者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

山梨県市町村職員共済組合の公告及び入札説明書等の内容を承諾のうえ、下記の金額により入札します。

記

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 資料として、別紙で内訳書を付けること。

※同額入札になった場合に使用するため、任意の 3 桁の番号を記載してください
(000~999 までの番号)

--	--	--

抽選番号

(R7.9)

様式第9号（第15条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合
理事長 様

入 札 者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札日時 年 月 日（ ）

名 称 「 」

このたび、上記入札に係る一般競争入札の競争参加資格要件確認結果通知書によって、競争参加資格を有する旨の通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

様式第10号（第16条関係）

委 任 状

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合
理事長 様

委 任 者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受 任 者

所 在 地

商号又は名称

所属組織名

受任者氏名

印

私は、（受任者氏名）を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

(R7.5)